

⑨ 性被害防止に向けた指導充実事業

心の支援課
保健厚生課

1 目的

子どもが性被害の被害者にも、また加害者にもならないようにするため、学校外の人材を活用した性被害防止に係る「性に関する指導・情報モラル教育」により、子どもたちの「危険を察知し回避する力」の育成を図る。

2 事業内容

(1) 県立高等学校等外部指導者派遣事業

教育委員会に「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を設置して全県立高校へ派遣し、性被害防止に係る「性に関する指導」及び「情報モラル教育」を実施する。

ア 対象

- a 全県立高等学校の1年生 延 105 校
- b 希望する私立高等学校及び公立中学校 【最大 20 校程度】

イ 内容

「ネットを契機とする性被害」等について、「現状（実例）」「要因」及び「防止策」を外部の専門家が学校へ出向いて指導

ウ 指導者

- a 性に関する指導 性被害の状況に詳しい有識者等
- b 情報モラル教育 性被害防止に関連する情報モラル教育の指導実績がある有識者及び団体

エ 指導資料

高校生全員へ、性被害防止に係る留意事項や相談先等を記載したリーフレットを配布

オ 事業実施期間 平成 27 年度から平成 29 年度（3 年間）

(2) 指導者育成支援事業（文部科学省委託事業）

- ア 性に関する指導研修会開催
- イ 性に関する指導全国研修会への指導教員派遣

3 平成 27 年度予算額 4 1 5 万 1 千円